

令和5年12月 和水町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年12月8日(金) 午後3時30分から午後4時14分
- 2 開催場所 和水町中央公民館 大会議室
- 3 本日の出席農業委員は、次のとおりである(8名)。
会 長 1番 有働憲一
会長代理者 2番 金栗孝義
委 員 3番 猪口琢真 4番 菊川俊二 7番 高木修治 8番 池田弘昭
9番 山崎照代 10番 中畑昇
- 4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである(3名)。
5番 吉田広志 6番 本山圭司 11番 池田勝美
- 5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである(11名)。
江上幸一 樋口哲男 上田憲一 前淵慎一郎 福山修 深草哲夫 中嶋孝
浦部俊一 井島武士 竹下孝昭 吉永剛
- 6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである(5名)。
山下栄次 牛島宣雄 有富博明 落合修 石原寛之
- 7 日 程
 - 1 開 会
 - 2 会議成立宣言
 - 3 会長挨拶
 - 4 議事録署名委員の指名
 - 5 議 事
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画について
報告第1号 中途解約通知書について
 - 6 その他
 - 7 閉 会
- 8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである(3名)。
事務局長 池上 圭造(兼庶務係長)
主事 泉 光星
会計年度任用職員 中嶋 康文
- 9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである(0名)。

事務局 池上

お揃いでございますので、総会を始める前に、事務局より連絡いたします。
皆様ご存知のことと思いますが、先日、農作業中の事故により、農地利用最適化推進委員さんがお亡くなりになりました。

謹んでご冥福をお祈り申し上げるとともに、哀悼の意を表するため、これより黙祷を捧げたいと思います。恐れ入りますが、ご起立をお願いします。

それでは黙祷を捧げます。「黙祷。」

— 黙 祷 —

事務局 池上

お直りください。皆様ありがとうございました。
どうぞご着席ください。

1 開会

ただ今から農業委員会総会を始めます。

改めて挨拶から始めたいと思います。「こんにちは。」

それでは、ただ今から、令和5年12月和水町農業委員会総会を開会します。

2 会議成立宣言

本日は、農業委員11名中8名が出席ですので、和水町農業委員会会議規則（以下「会議規則」といいます。）第6条の規定により会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

有働会長、挨拶をお願いします。

会長 有働

みなさん、改めまして、「こんにちは。」

只今、事務局からお知らせがありました。推進委員さんが亡くなられたことについて残念な気持ちでいっぱいです。

農業機械の事故は他の市町村でも起きております。

トラクターなど農業機械から離れば、自動でエンジンが止まるというような構造になっていれば、事故は防げたものと思います。

いろいろな農業機械が開発され農作業も大変便利になりましたが、メーカーは安全装置の開発とか、安全カバーの装着とか、安全面を考えて製造してほしいものです。

皆さんも、農業機械を使うときは細心の注意をされて作業をしてください。

12月になり寒い時期となりました。インフルエンザとか健康にも注意して、新しい年を皆で迎えましょう。

本日の総会、よろしくをお願いします。

事務局 池上

有働会長、ありがとうございました。

会長には、会議規則第4条の規定により、議長と議事の進行をお願いします。

4 議事録署名人の指名

議長 有働

本日の議事録署名委員は、7番高木委員と8番池田弘昭委員をお願いします。

それでは、議事に入ります。

5 議事

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
この件について、事務局の説明をお願いします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

事務局 泉

農地法第3条の規定による農地の所有権移転の許可申請が4件提出されています。

当事者及び土地の所在地等については、議案のは1ページ及び2ページをご覧ください。

所有権移転の整理番号1 茨城県牛久市の譲渡人から上和仁の譲受人へ（売買）

所有権移転の整理番号2 福島県郡山市の譲渡人から下津原の譲受人へ（売買）

所有権移転の整理番号3 玉名市の譲渡人から原口の2名の譲受人へ（売買）

所有権移転の整理番号4 原口の譲渡人から原口の譲受人へ（売買）

これらの案件は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「地域との調和要件」の全ての審査基準に適合しています。

議案第1号にかかる事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明が終わりました。

議案第1号につきまして、何か質問等がありましたらお願いします。

樋口推進委員

推進委員の樋口です。質問します。

整理番号3と4について、売買金額が高いように思いますが、間違いありませんか。

議長 有働

事務局、説明をお願いします。

事務局 池上

私が譲受人に金額の確認を取っておりますが、記載金額で間違いはないということでした。

樋口推進委員

分かりました。

議長 有働

ほかに質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

全員賛成です。

よって、議案第1号については、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 泉

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」

農地法第5条の規定による農地の転用許可申請が1件提出されています。
当事者及び土地の所在地等については、議案の3ページをご覧ください。
申請書添付書類については、別添の「転用資料」でご確認ください。

整理番号1 太陽光発電施設用地（賃貸借権設定）

津田の貸渡人から京都府の借受人へ、太陽光発電施設用地として賃貸借権の設定を行うものです。

申請地は、大田黒地内にある畑であり、国道、町道松田線、十町川に囲まれた田園地帯の一角をなしています。

埋め立てにより国道と同等の高さにあり、周辺の農地に比べ高い位置に存在し、以前までは施設園芸の育苗作業が行われていたようですが、現在は荒廃しております。

雨水については、自然浸透させ、隣接農地に流れ込まないよう対処されます。

給水施設については、転用目的がソーラーパネルの設置であるため計画されておりません。生活雑排水、汚水も発生しません。

この転用に係る許可基準に照らした結果について説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、「小集団の生産性の低い農地」ということで「第2種農地」に該当しますが、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は、「残高証明書」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」については、令和6年4月末日までに工事完了予定ですので、問題ないと思われれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画面積から判断すると、妥当な面積であります。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周辺に農地はありますが、日照、通風など周囲への影響はほとんどないと考えられます。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましては、支障を及ぼすおそれはないと思われれます。

以上、許可要件に照らした結果、全ての項目において問題ないと考えられます。
議案第2号の整理番号1について、事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明が終わりました。

続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。

整理番号1について、10番中畑委員の報告をお願いします。

10番
中畑委員

整理番号1について、10番中畑が報告します。

11月30日午後1時に、私と竹下推進委員、事務局員の計3名で現地確認を行いました。

申請地は、大田黒地内の田園地帯の一角をなしていました。周囲の田より、田面が埋め立てにより国道並みの高さまで盛り上げてあり、数年前までは施設園芸の育苗作業が行われていました。

現在は、貸渡人の病気のため耕作が放棄されており、荒廃が進んでいました。

生活用雑排水については太陽光パネル設置ですので発生することはありません。

雨水については自然浸透とし、余水については既存の排水路へ接続されることを

計画されていまして。

申請地は周辺農地への日照、通風など影響は無いと判断しました。

「地域における担い手に対する農地の集積への支障の有無」につきましても、支障を及ぼすおそれはないと思われまます。

以上で現地確認の報告を終わります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。

議案第2号について、何か質問等がありましたらお願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。

議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。

よって、議案第2号は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を付して進達します。

次に、議案第3号「農用地利用集積計画について」を、議題とします。

今回、賃貸借権設定の整理番号8及び整理番号13から16は農業委員会の委員が関与する案件です。会議規則第10条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、まずは、それらの案件を除いて審議します。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 泉

議案第3号「農用地利用集積計画について」

この計画にかかる申出人及び土地の所在地等につきましては、議案の4ページから8ページをご覧ください。

賃貸借権設定の整理番号8及び13から16までは農業委員会の委員が関与される案件ですので、それらを除く案件から説明いたします。

まず、議案の4ページから7ページが、農用地利用集積計画の賃貸借権設定の案件で24件提出されています。委員の関与がある整理番号8及び整理番号13から16の5件を除きますと、案件は19件で、農用地利用集積計画書によりますと、新規設定が6件、再設定が13件となっています。

次に、議案の8ページは、農用地利用集積計画の所有権移転の案件になります。売買による農地の所有権移転で件数は2件です。

これらの計画は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号。以下「改正法」といいます。)」附則第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の各要件を満たしています。

賃貸借権設定の整理番号8及び13から16を除く議案第3号の説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明がありました。

賃貸借権設定の整理番号8及び13から16を除く議案第3号について、何か質問等がありましたらお願いします。

樋口推進委員

推進委員の樋口です。質問します。
整理番号23の案件で、借り手の経営面積が9町近くあります。「担い手区分」が「その他」となっていますが認定農家ではないのでしょうか。

議長 有働

私が回答します。
整理番号23の案件の借り手は、経営者であったお父さんを亡くされ、その跡継ぎをされた方です。認定農家として町から認定してもらうためには申請書の提出が必要ですが、まだ、提出されていないという状況です。

樋口推進委員

分かりました。

議長 有働

ほかに質問等はありませんか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。
賃貸借権設定の整理番号8及び13から16を除く議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
よって、賃貸借権設定の整理番号8及び13から16を除く議案第3号については、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第3号の賃貸借権設定の整理番号8について、審議します。
会議規則第10条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、関与される関係委員の退室を求めます。

—— 関係委員 退室 ——

議長 有働

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 泉

議案第3号の農用地利用集積計画の賃貸借権設定の整理番号8について説明します。
この計画にかかる申出人及び土地の所在地等については、議案の5ページをご覧ください。
農用地利用集積計画書によりますと、再設定となっています。
この計画は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「改正法」附則第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の各要件を満たしています。
議案第3号の賃貸借権設定の整理番号8についての説明は以上となります。

議長 有働

ただいま、事務局から説明がありました。
議案第3号の賃貸借権設定の整理番号8について、何か質問等がありましたらお

願います。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

無いようですので、採決をします。
議案第3号の貸借権設定の整理番号8について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
よって、議案第3号の貸借権設定の整理番号8については、原案のとおり承認することに決定しました。
関係委員の入室を許可します。

—— 関係委員 入室 ——

議長 有働

次に、議案第3号の貸借権設定の整理番号13から16について、審議します。
この案件は、会議規則第10条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、議長を金栗会長代理に交代いたします。
金栗会長代理よろしくをお願いします。

議長
金栗会長代理

議長より代理に指名されました金栗です。議事がスムーズに進行しますよう、よろしくをお願いします。
それでは、議案第3号の貸借権設定の整理番号13から16について、審議します。
会議規則第10条の規定に基づき議事参与の制限がありますので、本件に関与される関係委員の退室を求めます。

—— 関係委員 退室 ——

議長
金栗会長代理

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 泉

議案第3号の農用地利用計画の貸借権設定の整理番号13から16の4件について説明します。
この計画にかかる申出人及び土地の所在地等については、議案の5ページ及び6ページをご覧ください。
農用地利用集積計画書によりますと、全て再設定となっています。
これらの計画は、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「改正法」附則第5条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の各要件を満たしています。
議案第3号の貸借権設定の整理番号13から16についての説明は以上となります。

議長
金栗会長代理

ただ今、事務局から、説明がありました。
議案第3号の貸借権設定の整理番号13から16について、何か質問等がありましたらお願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長
金栗会長代理

無いようですので、採決をします。
議案第3号の賃貸借権設定の整理番号13から16について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長
金栗会長代理

全員賛成です。
議案第3号の賃貸借権設定の整理番号13から16については、原案のとおり承認することに決定しました。
関係委員の入室を許可します。

—— 関係委員 入室 ——

議長 有働

金栗会長代理については、議長を務めていただきありがとうございました。

ここで、当初の予定にはありませんが、追加議案の提案があります。
事務局から説明をお願いします。

事務局 泉

各席に追加議案に係る資料を配布しておりますのでご確認ください。
追加議案の内容は、農業委員の辞任同意についての案件です。
本日付けで、1名の農業委員から和水町農業委員会会長宛てに辞任願いの提出がありましたので、この度、追加議案として提出させていただき、皆様のご審議をお願いするものです。以上です。

議長 有働

この案件を追加議案第1号として審議したいと思いますよろしいでしょうか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

それでは、「和水町農業委員会委員の辞任同意願について」を追加議案第1号とし、ただいまより議題として審議します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 泉

追加議案第1号「和水町農業委員会委員の辞任同意願について」を説明いたします。

先程も申し上げましたが、本日付けで農業委員の辞任願いの提出がありました。
農業委員の氏名、辞任理由等については追加議案第1号をご覧ください。
農業委員の辞任については、農業委員会等に関する法律第13条第1項に、「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て、委員を辞任することができる。」と規定されています。

農業委員会の同意は、会議規則第11条第1項の規定により、「総会の議決により、出席委員の過半数の賛成を以って決する」こととなっておりますので、今回議案として提出させていただくものです。

流れとしましては、本日、農業委員会の同意をいただきましたら、今後、速やか

に、任命権者である和水町長宛てに辞表を提出していただき、町長の同意を得ることができましたら、正式に辞任となります。

追加議案第1号の事務局からの説明は以上となります。

議長 有働

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
追加議案第1号につきまして、何か質問等がありましたらお願いします。

—— 質問・異議なし ——

議長 有働

無いようですので、採決します。
追加議案第1号について、原案のとおり、同意することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 有働

全員賛成です。
よって、追加議案第1号につきましては、原案のとおり同意することに決定しました。
なお、今回の辞任に伴う後任委員の補充は、通常の委員選任と同様に、推薦・募集等により行うこととなっていますが、残任期間が約半年と短いため、委員の補充は行わないということによろしいでしょうか。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 有働

異議がないようですので、後任委員の補充は行わないこととします。
南地区の委員さんには、特にお手数をかけますがご協力をお願いします。

これで、すべての議事は終了しました。
他に、各委員さんから何かご意見、質問等はありませんか。

—— 意見・質問等なし ——

議長 有働

無いようですので、報告案件に移ります。
報告第1号について、事務局から報告をお願いします。

事務局 泉

報告第1号「中途解約通知書について」
農地の賃貸借権の中途解約が19件ありました。全て貸し手、借り手双方合意による解約です。
通知者及び土地の所在地等については、総会資料の9ページから12ページをご覧ください。
以上で、報告を終わります。

議長 有働

本日の議案ならびに報告事案は全て終了しました。
他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。

—— 意見・質問等なし ——

議長 有働

無いようですので進行を事務局へお返しします。

事務局 池上

有働会長また金栗会長代理には、議長を務めていただきありがとうございました。

6 その他（連絡事項）

総会資料の13ページをご覧ください
事務局から、事務連絡。

7 閉会

ご起立をお願いします。

これをもちまして、令和5年12月和水町農業委員会総会を閉会します。
お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長 _____

署名委員 7番 _____

署名委員 8番 _____

議事録調製者 池上 圭造
本誌（表紙除く） 11頁